

●令和2年度小・中学校の児童・生徒特別支援学級就学援助制度

特別支援就学援助とは、小・中学校の「特別支援学級」に在級する児童・生徒並びに「通級指導教室」に通級する児童のご家庭に対して、経済状況に応じ、学用品等の就学上必要な費用の一部を援助する制度です。2019年度の申請からマイナンバー（個人番号）を収集していますので、申請書に必要書類を添付し送付してください。

- | | |
|--|--|
| <p>▶援助対象</p> <p>市内に住所を有し、日田市立小・中学校の特別支援学級に在級する児童・生徒及び通級指導教室に通級する児童の保護者で、次のような理由によって市教育委員会が認定した人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民税非課税又は減免を受けている世帯 ・児童扶養手当の支給を受けている世帯 ・生活保護が廃止又は停止になったが、生活が苦しく諸学費に困っている世帯 ・前年中の世帯全員の総収入が生活保護受給世帯に準じる額以下である世帯（生活保護基準の2.5倍以内の所得） <p>※通級指導教室に通級の場合は、2.5倍以上の所得でも対象となりますが、支給額が半額になります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・病気や災害などの特別な事情によって、収入が著しく減少し諸学費に困っている世帯 | <p>▶援助内容</p> <p>学用品等購入費、学校給食費等</p> <p>※新入学学用品費（令和2年度入学児童生徒のみ）は、平成31年4月から令和2年4月に購入し、入学に必要なものであると市教育委員会が認めたものが対象となります。また、学用品等購入費は令和2年2月以降に購入した購入品が対象です。</p> <p>※学用品等は実費支給のため、領収書など支払証明が必要となります。そのため、領収書等は認定結果が出るまで保管してください。</p> <p>※通級指導教室に通級の場合は、交通費のみ支給対象です。</p> <p>※詳細は市ホームページをご覧ください。</p> |
|--|--|

問 学校教育課学務係 ☎ 8 2 2 1 （市役所別館2階）

●出張経営相談会及び経営セミナーを実施します！

大分県よろず支援拠点による中小企業者・創業希望者等を対象とした出張相談会と販路開拓等の各種セミナーを実施しています。

- 【出張相談会】
- ▶ **とき** 毎月第3金曜日（8月は第4金曜日）
午前10時～正午、午後3時30分～4時30分
 - ▶ **ところ** 日田市ビジネスサポートセンター
（日田玖珠地域産業振興センター内）
- ※詳細は下記にお問い合わせください。

【セミナー】

とき	テーマ	講師	ところ
5月17日(金)	消費増税対策	二宮基陽	日田玖珠地域産業振興センター2階 商談会議室
6月21日(金)	商品陳列・売場作り	木許大	
7月19日(金)	インターネット活用	矢野俊樹	
8月23日(金)	インバウンド対策	是永逸郎	
9月20日(金)	手描きPOP	森海里	

※時間は全て午後1時～3時。
※講師は、大分県よろず支援拠点コーディネーターから派遣されています。

**日田市ビジネスサポートセンター
創業相談会**

創業を考えている人や創業間もない人の色々な悩みに対する相談会を行っています。是非、ご参加ください。

- ▶ **とき** 毎週土曜日 午前9時～午後5時
- ※ただし、祝日、年末年始を除く。
- ▶ **ところ** 日田市ビジネスサポートセンター
（日田玖珠地域産業振興センター内）



▲セミナー風景

問 日田市ビジネスサポートセンター ☎ 8 5 5 2 0
 商工労政課地域産業支援係
 ☎ 8 2 3 9 （市役所3階）

今号から広報ひたのロゴと紙面をリニューアルしました。「日田」の漢字と和のイメージを取り入れたロゴと、今号から始まる特集記事と連動した表紙にしました。これからも皆さんから手に取っていただけるような広報紙を目指します。

問 地方創生推進課シティセールス係 ☎ 8 6 2 7 （市役所6階）

●軽自動車税の納税は5月31日までに

軽自動車税の納期限は5月31日(金)までです。納税通知書は5月8日(水)に発送する予定ですので、期限内に納めてください。

- ▶ **税額について**
三輪及び四輪以上の軽自動車税の税額は、**初度検査年月（新車新規登録年月）**等が変わります。
・初度検査年月が**平成18年3月以前**の車両は、本年度から経年重課税率の対象となります。
・初度検査年月が平成30年4月から平成31年3月までの車両は、環境性能に応じてグリーン化特例（軽課）の対象となる場合があります。
- ▶ **納期限** 5月31日(金)
- ※軽自動車税の領収証書は車検を受けるときに必要ですので、車検証と一緒に大切に保管してください。
- ▶ **軽自動車税の減免**
次の①から③のいずれかに該当する場合は、軽自動車税の減免を受けられる場合があります。詳細は税務課税制窓口係又は各振興局にお問い合わせください。
- ▶ **申請期限** 5月31日(金)
- ① **障がい者減免**
障がい者本人が所有し、障がい者のために使用する軽自動車（障がい者が18歳未満の場合等は、家族所有の軽自動車も含む）
※減免の対象となる障がいの程度、軽自動車の使用頻度等には一定の基準があります。
- ・ **申請に必要なもの**
印鑑、運転免許証、車検証、身体障害者手帳等、軽自動車税納税通知書
- ② **身体障がい者用構造減免**
身体に障がいのある人が利用するために改造された軽自動車
- ・ **申請に必要なもの**
印鑑、車検証、構造が確認できる写真、軽自動車税納税通知書
- ③ **公益減免**
公益法人などが所有する軽自動車で、公益のために直接使用する車
- ・ **申請に必要なもの**
法人の代表者印、車検証、軽自動車税納税通知書、運行計画書等、定款

問 税務課税制窓口係 ☎ 8 3 9 7 （市役所1階）

●日田市高校生就学援助補助事業のお知らせ

市内の高校に就学する生徒の保護者で、中津江村及び上津江町に住所があり、下宿等に係る費用を支払っている人で、市税を完納している人を対象に補助金を交付します。

- ▶ **補助対象費用** 下宿（部屋代・食費）、学校寮（寮費・食費）、親戚宅等（家賃・食費相当額）
- ※就学する高校から5キロメートル以内の下宿等が対象です。
- ※食費相当額は、1人に付き2万5,000円（定額）です。
- ※いずれも電気代等の管理費は除きます。
- ▶ **補助金額（月額）**
・下宿、学校寮：補助対象費用から3万5,000円を控除し、100円未満の端数を切り捨てた額
- ※上限額は月額1万3,000円です。
- ・親戚宅等：8,000円
- ▶ **申請期限** 5月31日(金)
- ※6月以降に下宿等の利用を開始した場合は、開始日の属する月の末日まで。申請書は下記及び各振興局に用意しています。市ホームページからもダウンロードできます。

問 教育総務課総務企画係 ☎ 8 2 3 4 （市役所別館3階）